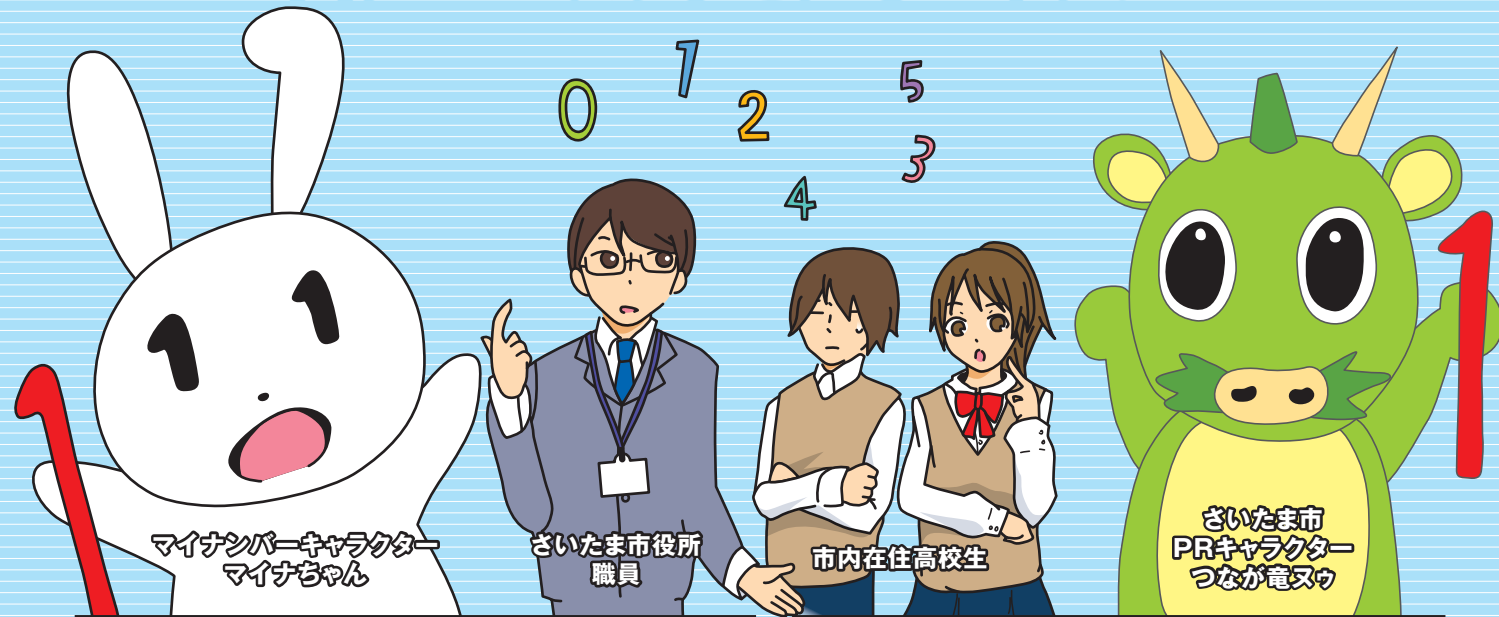


マイナンバーがはじまるよ!

一人に一つ、あなたにもマイナンバー



おしえて、マイナちゃん!!



皆さんのギモンにお答えします!

Q1.
マイナンバーの
メリットは?

A1.
マイナンバーにより、同姓同名などによる間違いがなくなることで、行政の効率化と、皆さんの利便性が向上し、公平・公正な社会を実現することができます。

Q2.
マイナンバーは
いつからはじまるの?

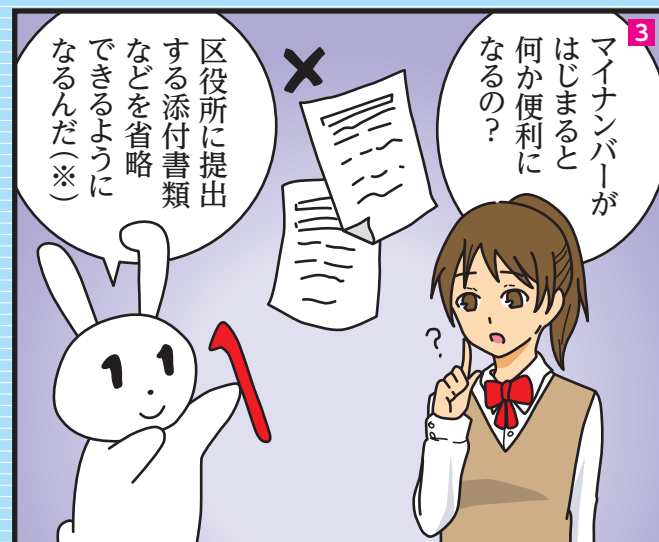
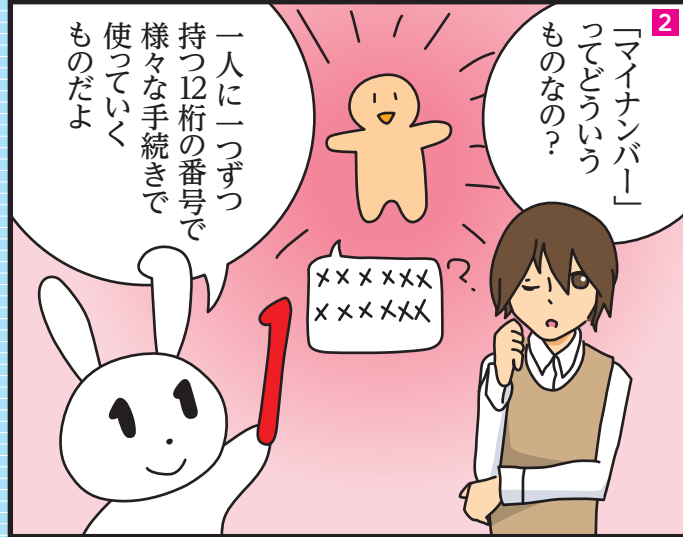
A2.
平成27年10月から、マイナンバーが住民票の住所に通知されます。
平成28年1月から、マイナンバーの利用がはじまります。

Q3.
今持っている住基
カードはどうなるの?

A3.
住基カードは、そのまま有効期限まで使うことができます。
ただし、個人番号カードをつくるときに引き換えになります。

Q4.
どういうことに気をつければよいの?

A4.
市役所から電話でマイナンバーを聞くことはありませんので、絶対に教えないでください。



マイナンバーの詳細やお問い合わせ

【マイナンバー制度について】

・国のマイナンバー制度コールセンター
(全国共通ナビダイヤル)
0570-20-0178 (日本語)
0570-20-0291
(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)
9時30分~17時30分(土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)

【通知カード・個人番号カードなどについて】

・さいたま市マイナンバーコールセンター
TEL:048-871-6389
FAX:048-658-7362
(日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)
(平成27年10月1日から平成28年7月31日まで)
8時30分~17時15分(年中無休)

【その他】

・さいたま市「社会保障・税番号制度が始まります」ホームページ
<http://www.city.saitama.jp/006/007/001/p037194.html>

(※)例えば、他市町村から転入したときに、前住所地の課税証明書などの添付が必要になりますが、それらの添付書類が順次、不要となります。(平成29年7月から)